

東京都木材産業等高度化推進資金制度運営要領

昭和 59 年 7 月 19 日付 59 労経農林第 406 号

(最終改正) 令和 6 年 10 月 11 日付 6 産労農調第 701 号

林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通に関する暫定措置法(昭和 54 年法律第 51 号。以下「法」という。)及び林業経営の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法の運用について(昭和 54 年 8 月 23 日 54 林野企第 83 号林野庁長官通知、以下「長官通知」という。)に規定する林業経営改善計画及び合理化計画(以下「計画」という。)に係る事項並びに東京都木材産業等高度化推進資金制度融資要綱(昭和 59 年 7 月 19 日付 59 労経農林第 406 号。以下「要綱」という。)の運営については、別に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

第 1 計画に係る事項

1 林業経営改善計画の作成

- (1) 林業経営改善計画の認定申請は、別記様式第 1 号-1 により、所要の資料を添付して知事に提出するものとする。
- (2) 林業経営改善計画の計画期間は 5 年若しくは 10 年とする。
- (3) 林業経営改善計画の記載事項は次のとおりとする。

ア 林業経営の現状

- (ア) 林業経営改善計画の対象とする森林の区域
- (イ) 林業経営の概要等

イ 林業経営の規模の拡大、生産方法の合理化等の林業経営の改善に関する目標

- (ア) 林業経営の改善の方向
- (イ) 林業経営の規模の拡大等に関する目標
- (ウ) 生産方式の合理化に関する目標
- (エ) 経営管理の合理化に関する目標
- (オ) 事業実行方式の改善に関する目標

ウ イの目標を達成するためとるべき措置

- (ア) 経営の目標ごとの措置
- (イ) 目標を達成するため必要な事項

エ ウの措置を実施するのに必要な資金の額及び調達方法

(4) 林業経営改善計画の記載上の留意事項等は、別表1のとおりとする。

2 合理化計画の作成

(1) 素材生産等促進資金に関する合理化計画の認定申請は別記様式第1号-2-1、木材産業等高度化推進資金以外の金融制度に関する合理化計画の認定申請は別記様式第1号-2-2により、所要の資料を添付して知事に提出するものとする。

(2) 合理化計画の計画期間は5年とする。

(3) 合理化計画の記載事項は次のとおりとする。

① 事業経営改善計画

ア 事業の経営の現状

(ア) 事業体系に係る基本的事項

(イ) 事業の概要（実績）

a その行う事業における木材取得量の実績

b 木材製品の規格化を推進するため事業経営改善合理化資金を借り受けようとするJAS認証業者等にあつては、日本農林規格の格付けを受けた木材製品（以下「木材JAS製品」という。）の生産量の実績

c 事業経営改善合理化資金を借り受けようとする需要開拓者にあつては、当該新製品の生産量の実績

(ウ) 財務の状況

イ 事業の経営改善に関する措置

(ア) 事業の経営改善の基本的方向

a 素材生産等促進資金を借り受けようとする者にあつては、素材の生産、素材若しくは木材製品の引取り又は素材若しくは木材製品の加工に係る事業の経営改善の基本的方向（木材製品の規格化を推進するため、JAS認証業者等にあつては木材JAS製品の年度別事業計画、需要開拓者にあつては新製品の生産の年度別事業計画を含む。）

b 新規需要創出資金を借り受けようとする者にあつては、木材製品の生産量に係る基本的方向

(イ) 事業計画

a 素材生産等促進資金を借り受けようとする者にあつては、素材の生産、素材若しくは木材製品の引取り又は素材若しくは木材製品の加工の年度別事業計

画（木材製品の規格化を推進するため、J A S 認証業者等にあつては木材 J A S 製品の生産の年度別事業計画、需要開拓者にあつては新製品の生産の年度別事業計画を含む。）

b 新規需要創出資金を借り受けようとする者にあつては、木材製品の生産量に係る年度別事業計画

ウ イの措置を実施するために必要な資金の額及び調達方法

② 構造改善計画

ア 事業の経営の現状

(ア) 申請者それぞれの事業体に係る基本的事項

(イ) 事業等の現状（実績）

申請者（木材高度加工資金を借り受けようとする者に限る。）それぞれの行う事業における木材取扱量の実績

(ウ) 申請者（木材高度加工資金を借り受けようとする者に限る。）それぞれの財務の状況

イ 木材の生産部門又は流通部門の構造改善に関する措置

(ア) 高次加工機械等の活用、合併等の体質強化又は木材 J A S 製品、乾燥材等の高度加工に係る構造改善の基本的方向（原材料となる素材等の供給を行う協同申請者が資金を借り受けようとする場合にあつては、当該供給に係る基本的方向を含む。）

(イ) 事業等の計画

木材製品の生産量に係る年度別事業計画

ウ イの(ア)及び(イ)の措置を実施するために必要な資金の額及び調達方法

3 木材産業等高度化推進資金の貸付対象となるものは、別表 2 のとおりとする。

4 計画の認定基準

(1) 計画に記載された林業経営の改善又は事業の合理化を図るためにとるべき措置が農林水産大臣の定めた基本方針及び東京都の定めた基本構想に即したものであること。

(2) 計画が適正に作成されており、かつ、申請者がこれを達成する見込みが確実であること。

(3) 所要資金の額及び調達方法が、林業経営の改善又は事業の合理化を確実に遂行するために適切なものであること。

5 認定

知事は、計画が4の認定基準に適合すると認められる場合は、法第3条第1項又は第4条第1項及び第2項の認定を行い、別記様式第2号の林業経営改善計画又は合理化計画認定書を交付する。

なお、同時に関係指定金融機関に別記様式第3号により通知するものとする。

6 計画の変更

(1) 認定に係る計画のうち次の事項を変更させようとするときは知事の認定を受けなければならないものとする。

ア 林業経営の改善に関する目標又は事業の経営改善の基本的方向

イ 木材産業等高度化推進資金を利用して行う事業費総額の3割以上の変更

(2) 計画の変更認定申請は別記様式第4号により行うものとし、提出書類、提出部数、手続き等は1の(1)又は2の(1)に準じて行うものとする。

7 認定の取消し

知事は、計画の認定を受けた者が当該認定に係る林業経営改善計画又は合理化計画に従って林業経営の改善若しくは木材の生産又は流通の合理化を図るためにとるべき措置を講じていないと認めるときは、その認定を取り消すことができるものとする。

8 計画に係る実績報告

計画の認定を受けたものは、前年度の計画の実行状況を別記様式第5号の実績報告書により毎年4月30日までに知事に報告するものとする。

9 その他

この資金を借り入れようとする者は、毎年度別記様式第6号の木材産業等高度化推進資金借入計画書を借り入れようとする年度の前年度の2月15日までに知事に提出するものとする。

第2 要綱の実施

1 指定金融機関

要綱第2条の指定金融機関は、次のとおりとする。

東京都が指定する金融機関

2 貸付方法

転貸による貸付けは認めないものとする。

3 合理化計画に係るものであることを証する書類

要綱第9条第1号に定める「法第4条第3項第2号の措置に係るものであることを証する書類」とは売買契約書、売渡承諾書、売渡確約書、落札証明書等とする。

第3 木材産業等高度化推進資金運営協議会の設置

- 1 要綱に基づく融資を円滑に行うため、東京都木材産業等高度化推進資金運営協議会(以下「協議会」という。)を設置し活用するものとする。
- 2 協議会は、東京都、金融機関及び林業・木材産業関係団体の代表者、その他知事が必要と認める者をもって構成するものとする。

第4 指導等

- 1 知事は、木材産業等高度化推進資金の制度の運用に当たっては、当該資金が投機的な木材取引に利用されることがないように林業・木材関連業者及び金融機関に対し指導するものとする。
- 2 知事は、計画の作成及びその実施について、関係団体との緊密な協力のもとに、経営技術的見地からの必要な指導、助言を行うものとする。

附 則 (昭和59年7月19日 59 労経農林第406号)

この運営要領は、昭和59年 7月19日から施行する。

附 則 (昭和60年 6月20日一部改正)

この運営要領は、昭和60年 6月20日から施行する。

附 則 (昭和62年 3月26日一部改正)

この運営要領は、昭和62年 3月26日から施行する。

附 則 (平成 6年 1月 7日一部改正)

この運営要領は、平成 6年 1月 7日から施行する。

附 則 (平成 9年 3月25日一部改正)

この運営要領は、平成 9年 3月25日から施行する。

附 則 (平成12年11月15日一部改正)

この運営要領は、平成12年11月15日から施行する。

附 則 (平成15年12月17日一部改正)

この運営要領は、平成16年 1月13日から施行する。

附 則 (平成18年4月5日一部改正)

この運営要領は、平成18年 4月5日から施行する。

附 則（平成 20 年 9 月 8 日一部改正）

この運営要領は、平成 20 年 9 月 8 日から施行する。

附 則（平成 31 年 1 月 15 日一部改正）

この運営要領は、平成 31 年 1 月 15 日から施行する。

附 則（令和 2 年 7 月 8 日一部改正）

この運営要領は、令和 2 年 7 月 8 日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月 26 日一部改正）

この運営要領は、令和 3 年 3 月 26 日から施行する。

附 則（令和 6 年 10 月 11 日一部改正）

この運営要領は、令和 6 年 10 月 11 日から施行する。